松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

（平成 21 年 4 月 16 日森整第　65 号）
（改正　平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号）
（改正　平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号）
（改正　平成 24 年 4 月 13 日森整第　52 号）
（改正　平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号）
（改正　平成 27 年 3 月 3 日森整第　799 号）
（改正　令和5年2月 27 日森整第　745 号）

1　趣　旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2　地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指定要件	地域の範囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、 紫波町、花巻市、北上市、奥州市、 金ケ崎町、一関市、平泉町、 大船渡市、陸前高田市、住田町、 遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3　施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

<table>
<tr><th rowspan="2">地域区分</th><th rowspan="2">伐採時期</th><th colspan="3">処　　理　　方　　法</th><th rowspan="2">備　　考</th></tr>
<tr><th>造材丸太</th><th>残　　材</th><th>枝　　条</th></tr>
<tr><td rowspan="5">被害地域
及び
周辺地域</td><td>4月
～5月</td><td>6 月に入る前に林外に搬出すること。</td><td>剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。</td><td>焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。
ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。</td><td>薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。
破砕は、チッパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。</td></tr>
<tr><td>6月
～9 月</td><td colspan="3">伐採を避けること。
やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。</td><td>6 月～9 月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。</td></tr>
<tr><td>10 月
～11 月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>最大径 20cm 以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。</td><td>放置してもよい。</td><td rowspan="3">「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）</td></tr>
<tr><td>12 月
～1月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。</td><td>左に同じ。
ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。</td></tr>
<tr><td>2月
～3 月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。</td><td>左に同じ。
ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。</td></tr>
<tr><td>その他
の地域</td><td></td><td>通常の施業でよい。</td><td>左に同じ。</td><td>左に同じ。</td><td></td></tr>
</table>

4　その他

(1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。

(2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。

(3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。

(4) クロマツについても本指針に準じて施業する。

(5) この指針により難い場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1　目的

最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

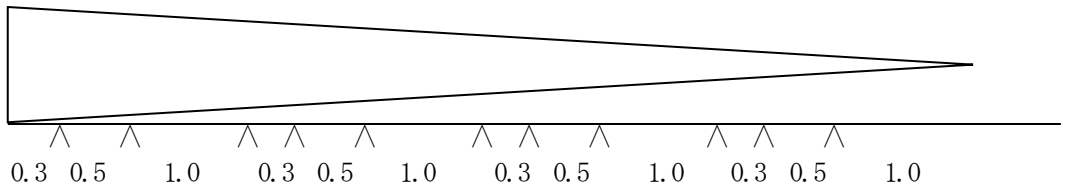
なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2　調査方法

(1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。

(2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。

(3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名					担当者名				
林況・地況	所在地				事業区、林小班				
	樹種		林齢	年	平均胸高直径	cm	平均樹高		m
	方位		標高	m	備考				

調査結果

伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m材					0.5m材					0.3m材				
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			
			0	＋	++	+++		0	＋	++	+++		0	＋	++	+++
年　月　日	No.1 No.2 計															
年　月　日	No.1 No.2 計															
年　月　日	No.1 No.2 計															

0　寄生なし
＋　1匹
++　2～5匹
+++　6匹以上
} 供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数

注) 1　判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。
2　カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。
（林業技術センターで飼育して判定する）
3　寄生密度の判定は、概略で良い。（全面剥皮の必要はない）

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針付属図

